

令和 5 年 第 13 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 5 年 12 月 20 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員室
出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、新家事務局次長、永吉係長、清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第 13 回選挙管理委員会を開催いたします。

本日の案件は、お手元に示しておりますように 6 つありまして、1 番、市議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について、2 番、市長選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について、3 番、市長選挙の検証（堺市長選挙等に関するアンケート調査）について、4 番、指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議についての報告、5 番、選挙人名簿の定時登録についての報告、6 番は、その他でございます。

それでは、順次審議をしまいたいと思います。案件 1 についての説明をよろしくお願いいたします。

（永吉係長）

それでは報告させていただきます。4 月 9 日に執行されました、市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表についてです。1 ページをご覧ください。

こちら、市議会議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について、令和 6 年 1 月 5 日に、堺市のホームページ上で、堺市の公報に掲載させていただこうと思っております。

それぞれ、各選挙区ごとに、別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4、以後別紙 7 まで、お手元の灰色のグレーのファイルの中で、各候補者の収支報告書の要旨を各区の立候補届出番号順に掲載しております。

なお、収入のうちの寄附につきましては、法の定めにより、1 万円を超えるもののみ寄附をした者の氏名を掲載しております。1 万円以下の場合は、その他の寄附として何件としまして合計額を記載しております。

市議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表につきましては、以上でございます。

（中井委員長）

皆さんのお手元にお配りしていただいております収支報告書の要旨の公表についての資料を見ていただきまして、何か質問がありましたらどうぞ。

（星原委員長代理）

公費負担での、ポスターの作成費用は上限がありますね。

(永吉係長)

そうですね。ポスターにつきましても、ビラにつきましても、それぞれの選挙区ごとに異なりますけれども上限はございます。上限を超えてお作りいただくことも可能なんですけれども、上限を超えた分につきましては候補者に負担していただく形になります。

(星原委員長代理)

このポスターというのは、公営掲示板に貼るポスターのことですね。

(永吉係長)

そうです。

(星原委員長代理)

同じ区の中で、金額が違うというのはどうしてですか。

(永吉係長)

枚数部分というよりも単価部分ですね、ポスターにつきましては、単価と枚数それぞれに上限が設定されておりまして、例えばデザイン代を大きめにとっておられる候補者ですと、合計額を枚数で割ることで単価を出してますので、候補者によって単価が高かったり低かったりってことはございます。上限の枚数は、おっしゃるように区で決まっておりますので、変わらないです。

(星原委員長代理)

はい、わかりました。

(中井委員長)

他にないですか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

他には特になしということですので、案件1につきましては、了とします。

案件の2 市長選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について説明願います。

(永吉係長)

引き続き報告させていただきます。3ページをご覧ください。

こちらは、先ほどの市議会議員選挙と同様に、令和5年6月4日に執行された堺市長選挙の公職の候補者の選挙運動に関する費用の収支報告書の要旨を、同じく令和6年1月

5 日付けで、堺市公報に掲載する形でホームページに載せさせていただこうと思っております。

報告書の要旨につきましては、同じ灰色のファイルの一番最後のところに、別紙というタグを付けております。そこで 2 人の候補者の報告書の要旨につきまして、市議選の場合と同様に掲載しております。報告につきましては、以上になります。

(中井委員長)

今の報告についての質問、意見ありましたら、どうぞ。

(委員)

なし。

(中井委員長)

特になしということですので、今の報告につきましては、了とします。

それでは次に案件の 3 市長選挙の検証（堺市長選挙等に関するアンケート調査）について、事務局から説明をお願いいたします。

(清瀬係長)

それでは、資料の 5 ページをご覧ください。議案第 22 号となります。

市長選挙の検証（堺市長選挙等に関するアンケート調査）について、説明をさせていただきます。

市長選挙の検証の一環としまして、アンケート調査を実施したいと思っております。

まず、調査目的は、令和 5 年 6 月に実施した堺市長選挙について、令和 5 年 4 月の統一地方選挙の日程に合わせず、堺市長単独の選挙としたことに対しまして、有権者の皆様の考え等をお伺いし、今後の適正な選挙執行の推進に役立てることとなります。

調査項目は、堺市長選挙の投票状況、堺市長選挙に対する考え、堺市議会議員選挙の投票状況、選挙啓発活動の認知度などとなっております。設問数は 12 問を予定しています。

調査期間は、令和 6 年の 2 月上旬から下旬までを予定しております。

調査対象は、堺市内の有権者、標本数、アンケートの発送数となりますが、3,000 人、抽出方法は選挙人名簿より無作為抽出をいたします。

調査方法は、郵送による調査です。

調査結果の公表は、ホームページでのアンケート結果の公表を考えております。

それでは、7 ページをご覧ください。こちらからは、実際に送付するアンケートの調査票となっております。

最初のページには、先ほどお伝えしたとおり、アンケート実施の趣旨、目的と、回答いただく際の注意点を記載しております。

では、8 ページをご覧ください。今回のアンケートの調査というのは、統一地方選挙の日程に合わせず、堺市長単独の選挙としたことに対しまして、有権者の皆様の考え等をお伺いすることを目的としております。それで、その前提となります経過等をこちらにまと

めて記載をしまして、補足説明資料としております。選挙管理委員会で決定された経過等をこちらに記載をして、有権者の方にお読みいただく形をとっております。

補足資料を読ませていただきます。

(1) このたびの堺市長選挙は、法律の規定により、次の①又は②の日程から選挙執行日を堺市選挙管理委員会で決定できることとなりました。

①令和5年6月4日市長選挙の単独執行 公職選挙法第33条に基づき、堺市長の任期満了日（令和5年6月8日）の30日前以内の選挙

②令和5年4月9日の統一地方選挙と同日執行 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の特例に関する法律第1条に基づき、統一地方選挙と同日とする。その場合、府知事、府議、市議、市長の4選挙となる。

(2) 堺市選挙管理委員会では、多数決により、選挙執行日を、(1)－①の日程で決定しました。賛成が3、反対が1。

(3) 当委員会で、(1)－①を主張した委員の意見は次のとおりとなっております。

どのような市政運営をするか選挙を通じて有権者が十分理解した上での投票行動が大切であるため、堺市長選挙単独執行のほうが候補者の主張、選挙の争点がわかりやすい。

全国で選挙事務に係る問題事例が続発しているため、適正な選挙執行のためには、複数の選挙を同時執行とすべきでない。

(4) 当委員会で、(1)－②を主張した委員の意見は、次のとおりです。

多くの選挙を同日に行えば、選挙に対する関心が高まるため、4選挙同時執行とすることで投票率が高まる。

選挙2回を1回とできるので、選挙経費の削減ができる。事務局の事前の試算では約1.1億円の減。

下に統一地方選挙の時の投票率47.98%、堺市長選挙の投票率34.12%

こちら補足説明資料として記載をしております。

(中井委員長)

アンケート調査につきましては、ページ数が多いので、1つ1つ区切って、委員会で審議をしたいと思います。

まずですね、アンケート調査の各項に入る前に、市民の方たちにお送りするアンケートの鑑、説明のところの部分ですが、今読み上げていただいた内容についてのご意見など、あるいは訂正したらいいんじゃないかというところがありましたら、出していただきたいと思います。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、アンケート調査ご協力をお願い、議案書7ページ、8ページについては、これで問題なしといたします。

では、アンケート調査の各項目に入っていきますが、これからも議案書の方でページごとに事務局より読み上げていただいて、皆さん方の意見をお聞きし、問題なければ、決定していきたいと思います。

それでは、事務局、9 ページの3 項目だけお願いします。

(清瀬係長)

アンケート調査票の問1 あなたは令和5 年6 月4 日の堺市長選挙（以下単に「堺市長選挙」という。）では、投票されましたか？選択肢は1 つ選択となります。

1. 投票した 2. 投票しなかった 3. おぼえていない。

問2 問1 で、2 の投票しなかったと回答した場合、投票しなかった理由は何ですか？複数選択可としております。

1. 堺市長選挙に関心がなかったから 2. 政策や人柄を知っている候補者がいなかったから 3. 賛同できる政策を主張する候補者がいなかったから 4. 投票したい候補者がいなかったから 5. 仕事や用事があったから 6. 体調が良くなかったから 7. 選挙に行くのが面倒だったから 8. 選挙があることを知らなかったから 9. 特になし 10. その他
こちらは自由記載をできるようにしております。

問3 堺市選挙管理委員会では、前述の補足説明資料の意見を経て、堺市長選挙の日程について、令和5 年4 月9 日の統一地方選挙（大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙、堺市議会議員選挙）に合わせず、令和5 年6 月4 日の堺市長単独の選挙に決定しました。このことについて、あなたはどのように考えますか？選択肢は1 つ選んでいただくこととしております。

1. 4 月の統一地方選挙と同日とせず、6 月の堺市長単独の選挙でよかった 2. 堺市長選挙は、4 月の統一地方選挙と同日に実施するべきだった 3. わからない 以上になります。

(中井委員長)

今、読んでいただいた内容で、問1 から問3 まで、皆さん方のご意見あるいは訂正してはどうかというご意見ありましたら出してください。

(委員)

なし。

(中井委員長)

では、この原案でよいということで決定いたします。

それでは、10 ページの内容、問4 から問6 までの読み上げをお願いします。

(清瀬係長)

問4 です。（問3 において「1」と回答）なぜ、堺市長選挙は単独選挙でよかったと思いましたが？こちら複数選択可の項目としております。

1. 複数の選挙を同時に実施するより、市長候補者の主張や争点が理解しやすいから 2.

市長単独の選挙のほうが、将来の堺市のことをよく考えて投票することができるから 3. 統一地方選挙と同日になると、従来の投票所では狭く、投票所の場所が変更になる可能性があるから 4. その他 こちらは自由記載ができるようにしております。

問5 (問3において「2」と回答) なぜ、堺市長選挙を令和5年4月の統一地方選挙と同日に実施するべきと思いましたか？こちらも複数選択可としております。

1. 投票所へ行く回数を減らすことができる(4月と6月の2回投票所に行かなくてもよい) から 2. 投票率の向上が期待できるから 3. 選挙に係る経費を減らすことができるから 4. その他 こちらも自由記載ができるようにしております。

問6 (問3において「3」と回答) こちら問3におきましてわからないと答えられた方につきまして、ご意見等がある場合はこちらに記載してくださいということで自由記載欄を設けております。以上となります。

(中井委員長)

今、読み上げていただいた問4から問6までのアンケートの文面で、ご意見、あるいは訂正するところがありましたら出してください。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、問4から問6までのアンケートの原案については了といたします。

次に、3ページの問7から問9までのアンケートの原案を読み上げてください。

(清瀬係長)

問7 あなたは、令和5年4月9日の堺市議会議員選挙(以下「堺市議選挙」という。)では、投票されましたか。こちら1つ選択する項目としております。

1. 投票した 2. 投票しなかった 3. おぼえていない

問8 (問7において「2」と回答) 投票しなかった理由は何ですか？複数選択可の項目としております。

1. 堺市議選挙に関心がなかったから 2. 政策や人柄を知っている候補者がいなかったから 3. 賛同できる政策を主張する候補者がいなかったから 4. 投票したい候補者がいなかったから 5. 仕事や用事があったから 6. 体調が良くなかったから 7. 選挙に行くのが面倒だったから 8. 選挙があることを知らなかったから 9. 特にない 10. その他
こちらは自由記載できるようにしております。

問9 堺市選挙管理委員会では選挙期日などを周知するための選挙啓発事業を実施しています。堺市議選挙及び堺市長選挙において、あなたが見たり聞いたりしたものは何ですか？複数選択可としております。

1. 広報さかいの選挙関係の記事 2. 市ホームページ 3. 投票所入場整理券と同封の広報紙(白バラさかい) 4. LINEなどのSNSによる情報発信 5. 市役所・区役所に掲

出された懸垂幕 6. 市役所・区役所・公共施設に掲出されたのぼり 7. 自治会掲示板に掲示されたポスター 8. 公共施設に掲示されたポスター 9. 電車の中吊りポスター 10. バスの中吊りポスター 11. 鉄道駅構内に掲出されたポスター 続き、12 ページをご覧ください。12. 鉄道駅構内での映像広告 13. コンビニエンスストアに掲示されたポスター 14. コンビニエンスストアのレジ画面広告 15. 大型ショッピングセンターのレジ付近等での映像報告 16. バス停留所の大規模広告 17. 市の自動車に取り付けたパネル 18. 啓発宣伝車 19. 市役所や大型ショッピングセンターにおける館内放送 20. 特に見たり聞いたりしたものはない 以上となります。

(中井委員長)

今、問 7 から問 9 までの原案を読み上げていただきましたが、ご意見などございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、問 7 から問 9 まで原案どおりで問題なしということで決定いたします。

次に、問 10 から問 12 まで読み上げてください。

(清瀬係長)

問 10 あなたの年齢について教えてください。令和 6 年 2 月 1 日時点の年齢をお聞きすることとしています。

1. 18 歳 2. 19 歳 3. 20 から 24 歳 4. 25 から 29 歳 5. 30 から 39 歳 6. 40 から 49 歳
7. 50 から 59 歳 8. 60 から 69 歳 9. 70 から 79 歳 10. 80 歳以上

問 11 あなたの住まいの区について教えてください。令和 6 年 2 月 1 日時点の状況をお聞きします。

1. 堺市堺区 2. 堺市中区 3. 堺市東区 4. 堺市西区 5. 堺市南区 6. 堺市北区 7. 堺市美原区

問 12 あなたは堺市に何年ぐらい住んでいますか？令和 6 年 2 月 1 日時点の状況をお聞きします。

1. 10 年未満 2. 10 年から 20 年未満 3. 20 年から 30 年未満 4. 30 年から 40 年未満
5. 40 年から 50 年未満 6. 50 年から 60 年未満 7. 60 年以上 以上となります。

(中井委員長)

ただいま原案を読み上げていただきましたが、ご意見ありましたらどうぞ。

(星原委員長代理)

問 11 の「あなたのお住まいの区について」というところですが、アンケートを出すの

は来年ですよ。問7のところ「あなたは市議会議員選挙では投票されましたか」について、投票した、投票しなかった、おぼえていないという3つの選択肢から1つ選択することになっていますが、その後に転入してきた方のことについては考えなくてよいのですか。

(新家事務局次長)

無作為抽出の方については、6月の市長選挙の選挙時の登録者を対象に調査票を送らせていただこうと思っております。

(星原委員長代理)

そういうことでしたら問題ありませんね。

(中井委員長)

それでしたら、問1から問12までのアンケート調査項目を、これで実施するということが確定をしたいと思います。

あと、事務局の方にお尋ねしたいのですが、アンケート調査の項目の中身は以上で決定させてもらいましたけれども、事務的な流れはどういうふうになりますか。概略で結構ですので説明してください。

(新家事務局次長)

本日、委員会で決定していただきましたので、来年の1月の第2週に、4役会議にご報告させていただこうと考えております。

(中井事務局長)

4役というのは市議会の正副議長と議運の委員長、副委員長でございます。

(新家事務局次長)

そして並行しまして、校区の自治連の方に、アンケート調査を実施するということが、役員会、そして各区の定例会の方で、アンケート調査の実施についてお知らせをさせていただこうと考えております。

(中井事務局長)

具体の日程で言いますと、1月の19日が自治連の役員会でございますので、19日の自治連の役員会に、もうこれは決定事項でございますので報告ですけれど、こういうアンケートをやりますので、お耳に入れますっていうような形になります。それは役員会だけです。校区の各区ごとに全体会が2月上旬にございます。そこでこういうアンケートをやりますということで各校区の連長さんに報告して、その報告をした後に、発送というような形で考えてございます。ですから2月上旬に自治連の定例会に諮って、その後発送して2月の月末までに回収する、その後3月以降から集計をするという形になるのか

など思っております。若干集計はちょっとお時間頂戴したいんですけど、年度末年度初めということもございますので、集計できましたら、当然、公表までに、まずは委員さんに、こういう形の集計ですということでお諮りして、例えばその集計の部分について何かご意見とか、こういう集計はとかということで、またその辺もご意見を頂戴しながらと思っておりますけれど、そういう形で、スケジュール的には考えております。

(新家事務局次長)

議会の4役への報告につきましては、毎週月曜日に4役会議があるということなのですが、1月の当初は祝日がありますので、火曜日か水曜日に開かれる予定ということをお聞きしております。そこでこういったことをさせていただくということを報告いたします。

(中井事務局長)

年明けは1月9日です。4役への報告が終わってから、自治連の役員会までに全議員さんには、議員各位ということでお流しして、まずは議員さんに情報提供してから、役員会にかけようと考えております。

(中井委員長)

大変忙しい作業を事務局の方に担っていただくことになりますが、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で堺市長選挙の検証についての案件を終わります。

それでは、案件4の指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議について、私と事務局長が出席いたしましたが、事務局長から報告していただきます。

(中井事務局長)

令和5年12月11日月曜日の委員長会議の報告でございます。資料につきましては、お手元15ページ以下をご覧ください。

東京で開催されました指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議について報告をさせていただきます。

先ほど委員長からもありましたように、当日につきましては、堺市から、中井委員長と私、中井事務局長の2名が出席させていただきました。会議の次第でございますけれど、16ページのとおりでございます。

まず最初に、公職選挙法等関係法令の改正に関する要望の検討状況について報告がありました。令和6年度の法改正要望のスケジュールにつきましては、お手元の18ページのとおりでございます。18ページ見ていただきましたら、令和5年度6年度となっておりますけれど、冬に委員長会議、ここで要望項目を確定という形で先日させていただきました。令和6年の春に、事務局長会議で要望文案の確認をして、最終的には令和6年の春の通常会議、これは、また各委員さんにご案内しますが、大体5月から6月ぐらいが通常の方で千葉市でございます。要望文案の最終的な承認をして、令和6年度の夏以降に

役員市の方で要望活動を実施していただくという流れになってございます。

次に要望項目について説明します。お手元の資料、19 ページ以下をご覧ください。

まず、A要望とB要望に分かれております。19 ページがA要望でございます。A要望が、括弧書きで書いてございますけれど、各市共通の重要な問題で緊急な法改正が必要として、国会議員等へ要望するものでございます。

20 ページ以下は、B要望ということで、B要望につきましては、括弧書きで書いておりますように、長年の実務経験と現下の社会状況等に鑑み、切実な問題として、総務省等へ法令等の改正を含め、改善を要望していくものでございます。

それでは新規要望を中心にしまして、説明させていただきます。

19 ページにお戻りください。

A要望の新規要望としては、3 番のインターネット投票の導入、この 1 件が新規要望となっております。

内容としては、当日の投票であるとか、期日前投票につきまして、インターネットによる投票も可能となるよう議論を進めてもらいたいという内容の要望でございます。

続きましてB要望でございます。B要望につきましては、全部で 27 件ございます。そのうち新規要望が 7 件でございます。各項目の括弧書きで、新規と書いてる部分が、新規要望になっております。それでは順番に説明します。

まず新規要望の 1 件目 4 番、選挙に従事する特別職に属する地方公務員の守秘義務でございます。

内容といたしましては、地方公務員法で、守秘義務については、公務員に課してございます。法では一般職に限られております。選挙に従事していただく投票管理者であるとか、投票立会人につきましては、特別職の扱いになりますので、法律的な縛りが無いということで、公職選挙法で守秘義務を規定してもらいたいという内容の要望でございます。

次に 10 番、当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更でございます。

これにつきましては、プライバシー保護の観点から、令和 2 年の選挙部長の通知、総務省の通知ですね、立候補の届出があった旨の告示については、住所は選挙区の大きさに応じて、市区町村まで又は町であるとか字までの記載を原則とすることになってございます。収支報告書における候補者なり出納責任者の住所の記載であるとか、また当選人決定の告示における住所記載についても、同様の取り扱いとしていただきたいという旨の要望でございます。

続きまして、11 番、選挙運動用自動車燃料代を公費負担とする場合の候補者立替払の追加でございます。

これにつきましては、現状、選挙の公営制度については候補者に支払うのではなく、売り掛けが可能なガソリンスタンドに選挙後に支払う制度となっております。しかし現状につきましては、セルフ式のガソリンスタンドが主流となっておりますので、売り掛けが可能なガソリンスタンドを大都市圏で見つけることが難しくなっているということで、候補者の立替払いを可能とする内容の要望でございます。

続いて 12 番、脱温暖化を踏まえた次世代自動車の普及に伴う公費負担制度の見直しで

す。

脱炭素社会の実現に向け、ガソリン車に比べ、レンタル代が高額となる次世代の自動車につきまして、利用しやすいように、選挙運動用自動車の借り入れに係る公費負担額の拡充を要望するものでございます。

続きまして 21 ページ、13 番、ポスター掲示場設置基準の緩和でございます。

ポスター掲示場は委託業者で作成していただいておりますけれど、委託業者の確保が年々難しくなっております。また、平成 25 年にはインターネット選挙運動が解禁され、選挙人が候補者の情報に触れる機会も増加しておりますので、ポスター掲示場の設置基準を現行よりも緩和するというような要望でございます。

続いて、18 番、選挙及び当選の効力に関する異議申出時間の変更でございます。

これにつきましては、選挙後、選挙人はその選挙の効力について、異議を 14 日以内に選挙管理委員会に申出することができますが、届出時間の定めがありません。それにつきまして、申出の時間を執務時間内とするような要望でございます。

続いて、19 番、候補者届出における性別の取扱いの見直しです。

候補者への負担の軽減を図るため、立候補の届出書に記載する性別を削除する要望でございます。以上が B 要望の新規案件でございます。

これまで選挙管理委員会でブロック別検討会議等で報告させていただいていると思いますが、今の新規要望につきましては、概ね基本的には以前説明させていただいた内容というのを、正式に上げていこうというような形でございます。

続きまして、委員長会議の議題でございますけれども、22 ページでございます。

令和 6 年度の役員候補市の推薦についてということでございます。令和 6 年度につきましては、会長市が名古屋市で、副会長市が仙台市、横浜市、監事市が千葉市の提案がございました。これにつきまして承認されたところでございます。議題につきましては、以上です。

16 ページに、委員長会議の次第を載せておりますけれども、1 番報告事項、2 番議題の後に、講演としまして、選挙をめぐる最近の情勢について、総務省の選挙部長の方から講演がありました。講演内容につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。指定都市選挙管理委員会連合会委員長会議の報告につきましては、以上のとおりでございます。

(中井委員長)

今、事務局長から報告していただきましたが、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、今、報告いただきました内容につきましては、了とします。

次に、案件 5 選挙人名簿の定時登録についての報告をお願いします。

(永吉係長)

それでは報告させていただきます。23 ページをご覧ください。

括弧 1 の右欄の囲みにございますように、今回の登録者数は 7,970 人。内訳としましてその下、18 歳到達者が 1,900 人、さらにその下の転入者が 6,070 人でございます。以上をもちまして登録者の総数としては 682,844 人となっております。

次のページですけれども、上の表は各区ごとの選挙人名簿登録者数を示しております。その表の左下太枠部分 683,312 人が前回登録者数の総数でございまして、右端の太枠部分が、先ほど申しました 12 月 1 日の登録者総数 682,844 人ですので、今回 468 人減少しております。

下の表は各区ごとの在外選挙人名簿の登録者数でございます。同じように左下の 364 人が前回登録者数の総数、右下の 363 人が 12 月 1 日現在の登録者総数となりますので、今回 1 名減少しております。

25 ページから 28 ページにかけまして、区ごと投票区ごとの一覧表を掲載しております。

続きまして 29 ページですが、この表は各区投票区の状況を、登録者の規模別に分類したものでございます。表と表の間の記載、最小 767 人とありますのが美原区第 11 投票区の丹上公民館で、最多の 12,416 人が中区第 8 投票区の東百舌鳥小学校でございます。

30 ページでございますが、12 月 1 日の登録者総数に基づく告示でございます。

条例制定改廃の直接請求の必要数を示す 50 分の 1 が 13,657 人。

市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 が 113,808 人。

議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数が 180,474 人となっております。

最後に 31 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しております。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま、選挙人名簿の定時登録についての報告をいただきましたが、何かご質問ありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

特に質問はないとのことですので、選挙人名簿の定時登録の報告につきましては了といたします。

案件 6 のその他案件は何かありますか。

(中井事務局長)

事務局からは特にございません。

(中井委員長)

その他案件は、なしということですので、ただいまをもちまして、第13回の選挙管理委員会を閉じさせていただきます。